

BLR ショップ検索サイト掲載要領

第1節 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、一般社団法人ベターライフリフォーム協会（以下、「協会」という。）が運営する「BLR ショップ検索サイト（<http://blr.jp/>）」に、一般会員に関する情報を掲載するための手続き、要件及び遵守事項等、必要な事項を定める。

(用語定義)

第2条 この要領において、次の各号のとおり用語を定義する。

- 一 「BLR ショップ検索サイト（<http://blr.jp/>）」（以下、「検索サイト」という。）とは、「無料ページ」及び「有料ページ」で構成するWEBページをいう。
- 二 「利用者」とは、検索サイトを閲覧、利用する者をいう。
- 三 「リフォームを行う事業所」とは、検索サイトで利用者に公開する営業所、支店、店舗、ショールーム等をいう。
- 四 「無料ページ」とは、無料で第5条第1項の情報を掲載するWEBページをいう。
- 五 「有料ページ」とは、有料で第5条第1項及び第2項の情報を掲載するWEBページをいう。
- 六 「WEB会社」とは、協会が有料ページ作成を委託しているWEB制作会社をいう。

第2節 目的

(検索サイトの目的)

第3条 検索サイトは、利用者がリフォーム工事を依頼するリフォーム事業者を選定するために必要となる情報を提供することを目的とする。

第3節 検索サイトによるサービス等

(サービス)

第4条 協会は、検索サイトを通じ、利用者及び一般会員に対して、次の各号に掲げるサービスを提供する。

- 一 一般会員に関する情報を検索サイトに掲載すること。
- 二 各種のリフォームに関連する情報を検索サイトに掲載すること。

(検索サイトに掲載する情報)

第5条 協会は、第6条第1項の提出書類等で提供される情報を無料ページに掲載する。

2 協会は、前項及び第7条第5項の提出書類で提供される情報を有料ページに掲載する。

第4節 掲載の手続き及び要件

(無料ページ掲載の手続き)

第6条 協会は、入会申込時に提出された次の各号の書類等により無料ページ掲載の手続きを行うものとする。

- 一 一般会員入会申込書（様式第1号）

二 情報開示承諾書（様式第3号）

三 リフォームを行う事業所紹介画像

- 2 一般会員入会申込者は、リフォームを行う事業所が複数ある場合には、リフォームを行う事業所毎に前項第二号及び第三号に定める書類等を協会に提出する。
- 3 協会は、掲載の申し込みを受けたときは、原則としてこれを受けた日から 30 日以内に、申込みを受け付けた旨及び書類の不備等の内容を一般会員入会申込者に通知する。
- 4 協会は、一般会員入会申込者が第 8 条に掲げる掲載要件を満たすことが確認出来次第、速やかに検索サイトに無料ページを掲載する。

（有料ページ掲載の手続き）

- 第 7 条 有料ページ掲載を希望する一般会員入会申込者は、入会申込時に提出する前条第 1 項各号の書類等に加え、リフォームを行う事業所について、「BLR ショップ検索サイト有料掲載申込書」（以下、「有料掲載申込書」という。）を協会に提出する。
- 2 有料ページ掲載を希望する一般会員は、リフォームを行う事業所について、「有料掲載申込書」を協会に提出する。
 - 3 掲載を希望するリフォームを行う事業所が複数ある場合には、一般会員入会申込者においては前条第 1 項第二号及び第三号の書類並びに「有料掲載申込書」、一般会員においては「有料掲載申込書」をリフォームを行う事業所毎に協会に提出する。
 - 4 協会は、掲載の申し込みを受けたときは、原則としてこれを受けた日から 30 日以内に、申込みを受け付けた旨及び書類の不備等の内容を有料ページ掲載を希望する一般会員入会申込者又は一般会員（以下、「有料ページ掲載希望者」という。）に通知するとともに、WEB 会社に申込を受けたことを連絡する。
 - 5 協会から前項の連絡を受けた WEB 会社は、有料ページ掲載希望者に「BLR ショップ検索サイト有料ページ掲載情報記入用紙」（以下、「掲載情報記入用紙」という。）及び第 12 条に定める掲載料の請求書を送付する。
 - 6 WEB 会社から前項の送付を受けた有料ページ掲載希望者は、所定の期限までに「掲載情報記入用紙」の WEB 会社への提出及び掲載料を納入する。
 - 7 WEB 会社は、掲載料の納入確認後に、「掲載情報記入用紙」をもとに検索サイトを作成し、有料ページ掲載希望者に掲載内容の確認をする。
 - 8 協会は、有料ページ掲載希望者が第 8 条に掲げる掲載要件を満たすことが確認出来次第、速やかに検索サイトに有料ページを掲載する。
 - 9 WEB 会社は、前項の掲載後、30 日以内に有料ページ掲載希望者に対し「完了報告書」「ID・パスワードのご案内」「BLR ショップ検索サイト マニュアル」を発送する。

（掲載要件）

第 8 条 協会の一般会員であること。

（掲載拒否等事由）

第 9 条 第 7 条第 8 項の掲載前において、協会は、有料ページ掲載希望者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、掲載を拒否又は中止をすることができるものとする。

- 一 第6条第1項及び第7条第1項の書類等に不備があるとき
- 二 第10条の遵守事項の遵守がされない恐れがあるとき
- 三 第12条に定める掲載料が所定の期限までに納入されないとき
- 四 入会の辞退又は否決があったとき

第5節 一般会員の遵守事項等

(遵守事項)

第10条 一般会員は、利用者に虚偽の情報提供をするなど不実行為を行わないこと。

(掲載情報の変更)

第11条 無料ページを活用する一般会員は、掲載後に第5条第1項に定める掲載情報に変更があった場合、「ベターライフリフォーム協会一般会員情報変更届(様式第6-1号)」(以下、「様式第6-1号」という。)により協会に届け出るものとする。

2 有料ページを活用する一般会員は、第5条第2項に定める掲載情報のうち、第5条第1項に定める掲載情報に変更があった場合においては、様式第6-1号により協会に届け出るものとする。また、第7条第5項の提出書類で提供される情報に変更があった場合においては、自ら情報を変更する

(掲載料)

第12条 リフォーム事業者は、有料ページ掲載を希望する事業所毎に、掲載料として60,000円(税別)をWEB会社より請求書が届いた日から30日以内に支払うこととする。

2 検索サイトの初回作成以降に係る維持・管理費用は原則、無料とする。

3 納入された掲載料は、原則、返金しない。

第6節 リフォーム事業者の受忍事項

(調査)

第13条 協会は、第3条の目的を達成するために、必要に応じて住宅リフォーム事業者団体規約8(2)に基づき、一般会員に対して調査を行うことができることとする。

(掲載の一時中止)

第14条 第7条第8項の掲載後において、協会は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由がやむまでの間、第5条に掲げる情報の掲載を一時中止することができることとする。

一 利用者に信用不安や経営不安を与えるおそれがある等の情報を知りえ、リフォーム工事の依頼先として相応しくないと判断されたとき。

二 第10条に掲げる事項を遵守せず、その改善を要求されたにもかかわらず、所定の期限までに定められた措置を講じず改善しなかったとき。

(デザイン等の変更)

第15条 協会は、検索サイトの構成、デザイン等について、随時、変更することができることとする。

(検索サイトの一時中止)

第16条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般会員等に事前に通知することなく、第5条に掲げる情報の掲載を一時中止することができることとする。

- 一 停電や天災などの不可抗力によるとき。
- 二 インターネットによる情報提供を行うシステムの保守点検や修理を行うとき。
- 三 その他やむを得ない事情があるとき。

2 協会は、前項に掲げる掲載の一時中止により一般会員が損害を被ったとしても、その損害を賠償する義務を負わないものとする。

3 一時中止後に検索サイトを再開する際、一般会員は再開に必要な協力をする。

第7節 掲載の取り消し

(掲載の取り消し)

第17条 協会は、一般会員が、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、検索サイトの掲載の取り消すことができることとする。

- 一 一般会員から掲載中止の依頼があったとき。
- 二 第8条に掲げる掲載要件を満たさなくなったとき。
- 三 第10条に掲げる遵守事項に違反し、かつ、その是正を催告されたにもかかわらず、これに応じなかったとき。
- 四 第14条に掲げる掲載の一時中止が1カ月以上に及んだとき。
- 五 その他、利用者に不利益を及ぼすおそれがあると協会が認めるとき。

第8節 雑則

(個人情報保護)

第18条 協会は、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸規範に従い、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損し、又は業務以外の目的での複製、利用等を行わないものとする。

(損害賠償責任の免責)

第19条 協会は、検索サイトの運営に関して一般会員が何らかの損害を被ったとしても、その損害を賠償する義務を負わないものとする。

(要領変更)

第20条 協会は、本要領を変更することができることとする。

- 2 本要領が変更された時は、一般会員の権利及び義務の内容は変更後の要領に従うものとする。
- 3 一般会員は、前2項に定める事項について予めこれを承諾しなければならないこととする。

附則

本要領は、平成28年1月25日より施行する。